

熊野圏域県管理河川水防災協議会規約（案）**（設置）**

第１条 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会及び、「流域治水」を計画的に推進するための流域治水協議会として、「熊野圏域県管理河川水防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条 平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風 10 号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市町の減災の取組を共有し、社会全体の水防災意識を確実なものにすることを目的とする。

２ 近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、熊野圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（組織）

第３条 協議会は、別表-1 の職にある者をもって構成する。

２ 協議会には座長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。

３ 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。

４ 座長は、別表-1 の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（幹事会）

第４条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表-2 の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 事務局は、別表-2 の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。

１．大規模氾濫減災協議会として実施する事項

１）現状の水害リスク情報や取組状況の共有

２）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成

3)「熊野圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

2. 流域治水協議会として実施する事項

- 1) 熊野圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2) 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3)「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4) その他、流域治水に関して必要な事項。

(事務局)

第6条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県熊野建設事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成29年5月25日から実施する。

本規約は平成30年6月28日から実施する。

本規約は令和元年8月2日から実施する。

本規約は令和3年1月26日から実施する。

本規約は令和3年7月2日から実施する。

本規約は令和4年1月27日から実施する。

本規約は令和4年7月12日から実施する。

本規約は令和6年7月9日から実施する。

本規約は令和7年7月3日から実施する。

別表-1 熊野圏域県管理河川水防災協議会 委員名簿

所属		役職名	大規模氾濫 減災協議会 構成委員	流域治水 協議会 構成委員
熊 野 市		市 長	○	○
御 浜 町		町 長	○	○
紀 宝 町		町 長	○	○
気 象 庁	津地方気象台	台 長	○	○
国土交通省 (オブザーバー)	中部地方整備局地域河川課	課 長	○	○
森林研究整備機構 森林整備センター (オブザーバー)	津水源林整備事務所	所 長		○
三 重 県	紀南地域活性化局	局 長	○	○
	農林水産部農業基盤整備課	課 長		○
	県土整備部河川課	課 長	○	○
	熊野建設事務所	所 長	○	○

別表-2 熊野圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿

所属		役職名	大規模氾濫 減災協議会 構成委員	流域治水 協議会 構成委員
熊 野 市	建設課	課 長	○	○
	防災対策推進課	課 長	○	○
	健康・長寿課	課 長	○	○
御 浜 町	建設課	課 長	○	○
	総務課	防災特命監	○	○
	健康福祉課	課 長	○	○
紀 宝 町	基盤整備課	理事兼課長	○	○
	防災対策課	課 長	○	○
	福祉課	理事兼課長	○	○
気 象 庁	津地方気象台	防災管理官	○	○
国土交通省 (オブザーバー)	中部地方整備局地域河川課	課長補佐	○	○
森林研究整備機構 森林整備センター (オブザーバー)	津水源林整備事務所	所 長		○
三 重 県	紀南地域活性化局 地域活性化防災室	副局長兼室長	○	○
	農林水産部農業基盤整備課 国営調整水利班	班 長		○
	県土整備部河川課 河川計画班	課長補佐兼 班長	○	○
	熊野建設事務所	副所長兼室長	○	○